

## 監査報告書

我々は、特定非営利活動促進法第18条及び特定非営利活動法人ジェネリック医薬品協議会定款第14条4項の規定に基づき、特定非営利活動法人ジェネリック医薬品協議会の2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の事業報告及び計算書類（活動報告書、貸借対照表及び財産目録）について監査を行った。

我々は、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、事業報告の内容について確証を得るために理事に説明等を求めた。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たっては、証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令、定款及び2018年度の活動方針、事業計画、予算に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、我々は、上記の事業報告及び計算書類が、特定非営利活動法人ジェネリック医薬品協議会の2019年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況及び同日現在の財政状態を適正に表示しているものと認める。

2019年4月13日

特定非営利活動法人ジェネリック医薬品協議会

監事 戸島 洋一 

監事 横尾 佑一 